

資 料

## 英米刑事法研究 (24)

英米刑事法研究会  
(代表者 田 口 守 一)

〈アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究〉

アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期  
刑事関係判例概観 (下)

|         |         |
|---------|---------|
| 田 中 利 彦 | 洲 見 光 男 |
| 小 川 佳 樹 | 芥 川 正 洋 |
| 松 田 正 照 | 中 川 武 隆 |
| 原 田 和 往 | 二 本 柳 誠 |
| 大 庭 沙 織 | 鈴 木 一 永 |
| 野村健太郎   | 福 山 好 典 |
| 田 山 聡 美 | 前 田 聡   |

アメリカ合衆国最高裁判所刑事判例研究

アメリカ合衆国最高裁判所2010年10月開廷期  
刑事関係判例概観 (下)

- |                                                                  |                                                                 |
|------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| I はじめに                                                           | Bobby v. Mitts, 131 S. Ct. 1762                                 |
| II 逮捕, 捜索・押収                                                     | (2011) ( <i>per curiam</i> )                                    |
| Kentucky v. King, 131 S. Ct. 1849 (2011)                         | VIII 証人対面権                                                      |
| Ashcroft v. al-Kidd, 131 S. Ct. 2074 (2011)                      | Michigan v. Bryant, 131 S. Ct. 1143 (2011)                      |
| Davis v. United States, 131 S. Ct. 2419 (2011)                   | Bullcoming v. New Mexico, 131 S. Ct. 2705 (2011)                |
| Tolentino v. New York, 131 S. Ct. 1387 (2011)                    | IX DNA 鑑定                                                       |
| III ミランダ・ルール                                                     | Skinner v. Switzer, 131 S. Ct. 1289 (2011)                      |
| J. D. B. v. North Carolina, 131 S. Ct. 2394 (2011)               | X 量刑                                                            |
| IV 弁護                                                            | Tapia v. United States, 131 S. Ct. 2382 (2011)                  |
| Cullen v. Pinholster, 131 S. Ct. 1388 (2011)                     | Pepper v. United States, 131 S. Ct. 1229 (2011)                 |
| Premo v. Moore, 131 S. Ct. 733 (2011)                            | XI 行刑                                                           |
| Harrington v. Richter, 131 S. Ct. 770 (2011)                     | Brown v. Plata, 131 S. Ct. 2895 (2011)                          |
| V 答弁合意                                                           | Ortiz v. Jordan, 131 S. Ct. 884 (2011)                          |
| Freeman v. United States, 131 S. Ct. 2685 (2011)                 | (以上, 46巻1号)                                                     |
| VI 迅速な裁判を受ける権利                                                   | XII ヘイビアス・コーパス                                                  |
| United States v. Tinklenberg, 131 S. Ct. 2007 (2010)             | Wilson v. Corcoran, 131 S. Ct. 13 (2010) ( <i>per curiam</i> )  |
| VII 陪審裁判                                                         | Swarthout v. Cooke, 131 S. Ct. 859 (2011) ( <i>per curiam</i> ) |
| Felkner v. Jackson, 131 S. Ct. 1305 (2011) ( <i>per curiam</i> ) | Walker v. Martin, 131 S. Ct. 1120 (2011)                        |

- Wall v. Kohli, 131 S. Ct. 1278 (2011)
- XIII 刑事実体法
- Sykes v. United States, 131 S. Ct. 2267 (2011)
- Abbott v. United States, 131 S. Ct. 18 (2011)
- Fowler v. United States, 131 S. Ct. 2045 (2011)
- Global-Tech Appliances, Inc. v. SEB S.A., 131 S. Ct. 2060 (2011)
- McNeil v. United States, 131 S. Ct. 2218 (2011)
- DePierre v. United States, 131 S. Ct. 2225 (2011)
- XIV その他
- Turner v. Rogers, 131 S. Ct. 2507 (2011)
- Brown v. Entm't Merchs. Ass'n, 131 S. Ct. 2729 (2011)
- L. A. County v. Humphries, 131 S. Ct. 447 (2010)
- NASA v. Nelson, 131 S. Ct. 746 (2011)
- Connick v. Thompson, 131 S. Ct. 1350 (2011)
- Camreta v. Greene, 131 S. Ct. 2020 (2011)
- Bond v. United States, 131 S. Ct. 2355 (2011)
- United States v. Juvenile Male, 131 S. Ct. 2860 (2011) (*per curiam*)
- Leal Garcia v. Texas, 131 S. Ct. 2866 (2011) (*per curiam*)

## XII ヘイビース・コーパス

ヘイビース・コーパスに関する本開廷期の判例としては、州法上許容されていない加重事由が考慮され、死刑が言い渡されたとしても、「合衆国の憲法、法律または条約に反した身柄拘束」(合衆国法典第28編2254条(a))がなければ、連邦のヘイビース・コーパスの請求は認められないとした *Corcoran* 判決<sup>(1)</sup>、連邦のヘイビース・コーパスによる救済は、すべての州法違反を対象とするものではなく、連邦憲法上、仮釈放を受ける権利は保障されていないのであるから、仮釈放手続に関して州法違反があったとしても、ヘイビース・コーパスの請求は認められないとした *Cooke* 判決<sup>(2)</sup>、ヘイビース・コーパスの請求期限に関する、カリフォルニア州の確立した判例法理が、連邦のヘイビース・コーパスの請求を妨げ得る「正当かつ独立の州法上の根拠 (adequate and independent state ground)」に当たるとした *Martin* 判決<sup>(3)</sup>、合衆国法典

(1) *Wilson v. Corcoran*, 131 S. Ct. 13 (2010) (*per curiam*).

(2) *Swarthout v. Cooke*, 131 S. Ct. 859 (2011) (*per curiam*). ギンズバーグ裁判官の同意意見がある。

第28編2244条 (d) (2) にいう「事後審査 (collateral review)」とは、直接審査とは別個の、判決に対する司法審査手続を意味するものであるから、ロード・アイランド州刑事手続規則35条による刑の軽減の申立ては「事後審査」に当たり、連邦のヘイビアス・コーパスの請求に対する出訴期限の停止事由となるとした Kholi 判決<sup>(4)</sup>がある。

(原田和往)

### XIII 刑事実体法

#### ・ Sykes 判決<sup>(5)</sup>

本件は、インディアナ州法における自動車利用逃走罪が、武装常習犯罪者法 (Armed Career Criminal Act) における「暴力的重罪 (violent felony)」に当たるか否かが争われた事案である。

武装常習犯罪者法は、一定の薬物犯罪や暴力的重罪の前科が3犯ある者の違法な銃器所持につき15年以上の拘禁刑を定めており、その暴力的重罪の定義として、不法目的侵入、放火、財物強要、爆発物の利用を伴う犯罪を例に挙げるとともに、「その他」として、「他者の身体に傷害をもたらす重大な潜在的危険を有する行為を伴う犯罪」を掲げている。

上告人 Sykes は、銃器所持による有罪判決を受けたが、その際、連邦地裁は、Sykes に暴力的重罪の前科が3犯あると認定して武装常習犯罪者法を適用した。ところが、その3犯のなかには、警察官の停止命令に従わずに自動車を使って逃走することを罰するインディアナ州法上の重罪が含まれていた。これに対して Sykes は、州法における自動車利用逃走罪は「暴力的」ではないとして武装常習犯罪者法の適用を争ったが、第7巡回区連邦控訴裁も連邦地裁の

---

(3) Walker v. Martin, 131 S. Ct. 1120 (2011). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(4) Wall v. Kohli, 131 S. Ct. 1278 (2011). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ケネディ、トーマス、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調、スカリア裁判官一部同調) のほか、スカリア裁判官の一部同意意見がある。

(5) Sykes v. United States, 131 S. Ct. 2267 (2011). ケネディ裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ブライヤー、アリート、ソトマイヨール各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の結論同意意見、スカリア裁判官の反対意見、ケーガン裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

判断を支持した。

連邦最高裁は、以下のような判断に基づき原判決を維持した。すなわち、暴力的重罪に当たるか否かは、当該犯罪が典型的に他者の身体に傷害をもたらす重大な潜在的危険を有する行為を伴うものであるか否かによって判断されるべきものである。犯罪者が警察官から逃げるために車を利用する場合は、本来的に他者の安全に対する配慮を欠く状態に陥っているし、仮に逃走者自身が違法な運転をしなかったとしても、警察が何らかの合法的な実力行使に出る可能性を発生させている。そのように、場合によっては他者の命をも脅かす危険性を有する逃走罪は、暴力的重罪の例として列挙されている各種犯罪に類似する危険性を有しており、暴力的重罪に当たる。

Sykes は、武装常習犯罪者法の適用を否定した Begay 判決<sup>(6)</sup>と Chambers 判決<sup>(7)</sup>を引き合いに出し、それらの判決は、同法における前科を判断するにあたり、他者に対する危険性の程度ではなく、その手段が「意図的・暴力的・攻撃的」であるか否かを基準とする趣旨であると主張し、その基準によれば本件逃走罪は暴力的重罪に当たらないとして争ったが、連邦最高裁はその主張も斥けた。すなわち、暴力的重罪に当たるか否かは、一般的には危険性の程度で決せられるものであり、Chambers 判決で問題となった拘禁施設への出頭義務違反は、典型的に他者に対する身体的な危険性を有するものではなかったとした。また、確かに Begay 判決では危険性の程度を直接の判断基準とはしておらず、問題となった酒酔い運転の罪は「意図的・暴力的・攻撃的」ではないという表現を用いているが、より明確な理由は、酒酔い運転の罪が必ずしも故意を要求するものではなく、むしろ過失ないし無過失責任に類するものだという点にあるのに対して、本件における逃走罪はそのような性質の犯罪ではなく、暴力的重罪の定義から逸脱するものではないとした。

また、当該州法は、本件で問題となっている自動車利用逃走罪と並んで、より広く「他者に身体的損傷を与える実質的危険を生ぜしめるような方法によって自動車を運転する」場合の犯罪者——逃走者も含む——を処罰する規定を置いていることから、前者は後者のような危険性を有する類型の逃走を含むものではないという Sykes の主張に対しては、両者は同程度の重罪として扱われ

(6) Begay v. United States, 553 U.S. 137 (2008) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2007年10月開廷期刑事関係判例概観」比較法学43巻1号168頁〔田山聡美〕(2009年)].

(7) Chambers v. United States, 555 U.S. 122 (2009).

ており、そのことは前者が後者の一類型にほぼ相当することを示しているとした。

さらに、連邦議会が、暴力的重罪とされる犯罪をすべて列挙するのではなく、一般的な基準を定立する方式を採用したことに関して、法適用上多少の困難は伴うものの、十分に明確な基準を提供しているものであり、連邦議会の立法権限の範囲内であるとして是認した。

(田山聡美)

#### ・その他

刑事実体法についての本開廷期の判決としては、ほかに、暴力ないし薬物取引犯罪に関連して銃器を所持した者につき、暴力ないし薬物取引犯罪それ自体の法定刑に加えて、下限 5 年の拘禁刑を付加する合衆国法典第 18 編 924 条 (c) に関し、「他の条項でより高い法定刑が規定されている場合を除いて」と定める除外条項の意味が争われ、前提となる暴力ないし薬物犯罪の法定刑の下限が 5 年を超える場合には適用除外となるべきとする上告人の主張に対して、当該条項は、924 (c) と同じ行為についてさらに高い法定刑を定める規定がない限り最低 5 年を付加する趣旨であるとした Abbott 判決<sup>(8)</sup>、連邦訴追機関との接触を阻む目的で他人を殺害することを罰する合衆国法典第 18 編 1512 条 (a) (1) (C) に関し、行為者がとくに「連邦」の訴追機関ではなく、あらゆる訴追機関との接触を阻むことを意図していたに過ぎない場合には、「連邦」訴追機関と接触がなされたであろう合理的な蓋然性 (reasonable likelihood) が存在したことを証明しなくてはならないとした Fowler 判決<sup>(9)</sup>、積極的に (actively) 特許権侵害を誘発した者についての責任を定める合衆国法典第 35 編 271 条 (b) に関し、当該条項は特許権侵害の認識を要求していると解し、特許が存在する危険性に対し「意図的に無関心 (deliberate indifference)」であるだけでは足りないとしつつ、「故意による無視 (willful blindness)」の場合には特許権侵害を肯定できるとした Global-Tech Appliances, Inc. 判決<sup>(10)</sup>、

(8) Abbott v. United States, 131 S. Ct. 18 (2011). 法廷意見はギンズバーグ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(9) Fowler v. United States, 131 S. Ct. 2045 (2011). プライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官、ケネディ、トーマス、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調) のほか、スカリア裁判官の結論同意意見、アリート裁判官の反対意見 (ギンズバーグ裁判官同調) がある。

上限10年以上の法定刑が定められている「重大な薬物犯罪 (serious drug offense)」の前科が3犯ある者の違法な銃器所持につき15年以上の拘禁刑を定めている武装常習犯罪者法に関し、のちに州法が改正され法定刑の上限が10年未満に引き下げられたとしても、上告人に適用された時点における法定刑が要件を充たしていれば重大な薬物犯罪に該当するとした McNeil 判決<sup>(11)</sup>、規制薬物の製造頒布などに関する合衆国法典第21編841条の適用に関して、「コカイン・ベース (cocaine base)」とは、いわゆる「クラック・コカイン (crack cocaine)」のみを意味するものではなく、より広く化学的な塩基としてのコカインを指すとした DePierre 判決<sup>(12)</sup>がある。

(田山聡美)

## XIV その他

### ・Turner 判決<sup>(13)</sup>

本件は、民事的裁判所侮辱 (civil contempt of court) の審理において、合衆国憲法修正6条の弁護人の援助を受ける権利の保障があるか否かが争われた事案である。

州の家庭裁判所は、上告人 Turner に対し、被上告人 Rogers に、週に一定額の子の養育費を支払うことを命じたが、Turner は幾度も命令に従わなかつ

---

(10) Global-Tech Appliances, Inc. v. SEB S.A., 131 S. Ct. 2060 (2011). アリート裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、ケネディ裁判官の反対意見がある。

(11) McNeil v. United States, 131 S. Ct. 2218 (2011). 法廷意見はトーマス裁判官が執筆 (全裁判官一致)。

(12) DePierre v. United States, 131 S. Ct. 2225 (2011). ソトマイヨール裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, ケネディ, トーマス, ギンズバーグ, ブライヤー, アリート, ケーガン各裁判官同調, スカリア裁判官一部同調) のほか、スカリア裁判官の一部同意・結論同意意見がある。

(13) Turner v. Rogers, 131 S. Ct. 2507 (2011). ブライヤー裁判官執筆の法廷意見 (ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) のほか、トーマス裁判官の反対意見 (スカリア裁判官同調, ロバーツ長官, アリート裁判官一部同調) がある。

なお、この判決の紹介として、浅香吉幹ほか「合衆国最高裁判所2010-2011年開廷期重要判例概観」アメリカ法2011年2号363-367頁 (2012年) がある。

たため、民事的裁判所侮辱で5回拘束された。うち4回目までは、最終的に支払いをしたが、5回目は、Turnerは支払いをせず、6か月の拘禁に処せられ、拘禁期間を満了した。釈放後も滞納があったため、家庭裁判所の書記官は、Turnerに対し、理由開示命令（order to “show cause”）——拘禁されるべきではない理由の開示を要求するもの——を発し、Turnerの民事的裁判所侮辱の審理が行われた。その審理には、TurnerもRogersも弁護士なしで臨んだ。裁判官は、Turnerについて、故意による民事的裁判所侮辱を認定し、12か月の拘禁に処した。

Turnerは、拘禁中に、連邦憲法は裁判所侮辱の審理において、弁護人の援助を受ける権利を保障していると主張して上訴したが、州最高裁は、12か月の拘禁期間の満了後、民事的裁判所侮辱の手続では、刑事的裁判所侮辱の手続において適用されるすべての連邦憲法上の保護手段が要求されているわけではないとして、Turnerの主張を斥けた。

連邦最高裁は、概ね以下のような判断を示して、原判決を破棄・差戻しとした。

当裁判所の先例は、本件のような場合に、被告に弁護人が付されなければならないか否かについて確定的な答を示していない。修正6条は、無資力の被告人に弁護人の援助を受ける権利を保障しているが、民事事件には適用されない。修正14条のデュー・プロセス条項は、民事的裁判所侮辱の手続において州が提供する手続的保護手段が、刑事事件の場合よりも少ないことを許容している。弁護人の援助を受ける権利が直接関係する民事判例は、拘禁が関係する事件についてのみ、そのような権利の可能性を認定したが、そのような事件のすべてにおいて弁護人の援助を受ける権利が存在するとは判示していない。

子の養育費の支払いを強制する裁判所侮辱の手続は民事手続であるので、デュー・プロセス条項が弁護人の選任を要求しているか否かは、当裁判所が、民事手続を根本的に公平なものとするのに、どのような特定の保護手段が必要であるかを判断する際に用いてきた「明確な要素」を検討することによって判断される。そのような要素とは、①「影響を受ける個人的利益」の内容、②「手続上の追加的または代替的手段」がある場合とない場合とにおける当該利益を誤って剥奪する「リスク」の違い、および、③手続上の追加的または代替的手段を提供しない場合における喪失利益の内容・程度である。

本件では、「影響を受ける個人的利益」からは、弁護人の援助を受ける権利の必要性が強く求められることになる。そのような利益は、拘禁によって失わ



れる被告の身体的自由からなる。身体の拘束からの自由は、デュー・プロセス条項によって保護される自由の核心である。したがって、支払い能力に関する正確な判断が保障されなければならない。なぜなら、不正確な判断は誤った拘禁をもたらす得るからである。

他方で、本件においては、弁護人の援助を受ける権利が要求されているか否かを判断するには、相反する利益と「手続上の追加的および代替的保護手段」の蓋然的価値を考慮しなければならない。

そうすると、3つの関連する考慮要素が明らかとなり、これらが合わさると、この種の手続において弁護人を要求しない方向に働く。第1に、このような事件における重大な問題は、被告の支払い能力であるが、これは多くの場合、刑事事件においてさえ、弁護人が付される前に、十分明白である。第2に、審理において被告の相手方——監護権者である子の親——は弁護人を付されていない。このような場合において、州に対し、監護権のない親に弁護人を付すことを要求することは、弁護の不均衡を生み出し、手続の内容を著しく変化させ、支払いの遅れにつながる手続の形式と遅延がもたらされることになる。第3に、手続上の代替的保護手段が、著しく誤った自由の剥奪の危険を減少させる。そのような手段には、①民事的裁判所侮辱の手続では支払い能力が重大な争点であることの被告に対する通知、②被告から関連する経済的情報を引き出す書式の使用、③審理における、被告に対する自身の経済状況に関する供述の機会または質問に応じる機会の付与、④被告に支払い能力があるか否かについての裁判所による明示的な認定が含まれる。

記録によれば、Turner は、弁護人を付されておらず、また、当裁判所が述べたもののような代替的手段の利益も受けていない。このような状況のもとでは、Turner の拘禁はデュー・プロセス条項に反する。

(松田正照)

・ Entm't Merchs. Ass'n 判決<sup>(14)</sup>

本件は、「暴力的なビデオ・ゲーム」を未成年者に販売、賃貸することを禁

(14) Brown v. Entm't Merchs. Ass'n, 131 S. Ct. 2729 (2011). スカリア裁判官執筆の法廷意見(ケネディ, ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調)のほか、アリート裁判官の結論同意意見(ロバーツ長官同調)、トーマス裁判官の反対意見、ブライヤー裁判官の反対意見がある。

なお、この判決の紹介として、浅香ほか・前掲注(13) 316-322頁がある。

止するとした、カリフォルニア州法の合憲性が争われた事案である。

2005年にカリフォルニア州議会は、18歳未満の「未成年者」に対して、「暴力的なビデオ・ゲーム (violent video games)」の販売、賃貸を禁止し、これに該当するビデオ・ゲームのパッケージには「18」のラベルを貼付することを要求する州法を制定した。同法によれば、「暴力的なビデオ・ゲーム」とは、プレイヤーがとりうる行動の選択肢として、人間の姿をした映像について、それを殺害すること、重傷を負わせること、その手足を切断すること、性的暴行を加えることが含まれており、そして、それらの行動の描き方が、通常人により、そのゲームを全体として検討するに、未成年者の、社会的に逸脱した、あるいは不健全な興味に訴えかけるものと判断され、何が未成年者にとって適切であるかについての共同体に通用する基準に明らかに反し、また、それらの行動の描き方によって、当該ゲームが、全体として、未成年者に対する文学的、芸術的、政治的あるいは科学的価値を欠くことになっているものを指す。当該州法に違反した場合、1,000ドルを上限とする民事制裁金を課され得る。

この州法につき、ビデオ・ゲーム機器とソフトウェアの業界団体たる被告人が、同法の施行の差止めを求める訴えを提起したところ、連邦地裁は同法が合衆国憲法修正1条に反するとしてその施行を禁じる旨決定し、第9巡回区連邦控訴裁もこれを支持した。

以上のような事案について、連邦最高裁は大略以下のように述べて、連邦地裁、第9巡回区連邦控訴裁の判断を支持した。

まず、ビデオ・ゲームは、修正1条による保護を受ける資格を有する。次に、Wilson 判決<sup>(15)</sup>によれば、言論の自由の基本的な諸原理は、新規の、そしてこれまでと異なるコミュニケーション・メディアについても異ならない。そして、2002年の ACLU 判決<sup>(16)</sup>によれば、その諸原理の最たる基礎は、政府には表現のもつメッセージや思想、主題を理由として、その表現を制約するという権限はないということである。

もちろん、このことには例外があり、わいせつ表現など歴史的には限られたいくつかの分野において修正1条の保護が及ばないことが認められている。しかし、当裁判所は Stevens 判決<sup>(17)</sup>において、ある特定の分野の表現の価値と

(15) Joseph Burstyn Inc. v. Wilson, 343 U.S. 495 (1952).

(16) Ashcroft v. ACLU, 535 U.S. 564 (2002).

(17) United States v. Stevens, 130 S. Ct. 1577 (2010) [紹介、田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷期刑事関係判例概観 (上)」比較法学

その表現によって生じる社会的なコストを比較し、前者が後者を上回ることができなかった場合に制裁を課し得るとする「単純比較テスト (simple balancing test)」を用いることによって保護の及ばない言論の新たな分野を確立しようとすることを断固として拒絶した。この先例が本件を規律する。本件は、未成年者に対するわいせつ表現につき規制を行うニュー・ヨーク州法が問題となった Ginsberg 判決<sup>(18)</sup>とは全く別の事案である。カリフォルニア州は、子どもに対して向けられた言論についてのみ認められるとする、全く新たな表現内容規制のカテゴリーを設けようとしているが、これは前例のないことであり、そして誤ったことである。

本件州法は修正 1 条によって保護され得る言論内容に対して制約を課すものであるから、カリフォルニア州側が、当該州法が厳格審査をパスし得ることを証明することができない限り、無効である。そしてカリフォルニア州はこの基準を充たしていない。

(前田 聡)

#### ・その他

以上のほか、カリフォルニア州の児童虐待インデックスの制度に関し、児童虐待をしたとして同インデックスに記録されたものの後に無実であることが明らかになった被上告人らが、インデックスへの登載に異議を申し立てることができる仕組みが定められていないことにより連邦憲法上の権利を奪われたとして、合衆国法典第 42 編 1983 条の規定に基づき、宣言的判決と弁護士費用の支払いを求めてロス・アンジェルス郡やその職員を訴えた事案について、原告はその損害が地方自治体の慣行 (practice or custom) に基づくものであることを明らかにしなければならなかったとした Monell 判決<sup>(19)</sup>の判示は、金銭判決を求める訴えだけでなく差止めもしくは宣言的判決を求める訴えについても適用され得るとした Humphries 判決<sup>(20)</sup>、連邦政府の公務員に対する質問事項への回答の要求とその裏づけ調査から成る身元調査が 9・11 を契機として連邦政府の業務を請け負っている業者の使用人にも適用が広げられることとなったのに対

45 卷 1 号 174 頁〔伊藤嘉亮〕(2011 年)〕。

(18) Ginsberg v. New York, 390 U.S. 629 (1968)。

(19) Monell v. New York City Dept. of Social Servs., 436 U.S. 658 (1978)。

(20) L. A. County v. Humphries, 131 S. Ct. 447 (2010)。法廷意見はブライヤー裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

し、アメリカ航空宇宙局（NASA）の研究施設の運営を請け負っていたカリフォルニア工科大学の職員として同研究施設で長年稼働していた被上告人らが、個人情報に関するプライバシーについての連邦憲法上の権利の侵害であるとして差止めなどを求めた事案について、当該身元調査は1974年のプライバシー法（Privacy Act of 1974）の定める個人情報開示についてのセーフガードに従ったものであるので、本件の身元調査に連邦憲法上有意なプライバシーの利益に関わる場所があるとしても、当該利益は政府が被上告人らに対して本件の質問をすることを妨げないとした Nelson 判決<sup>(21)</sup>、殺人と別件の持凶器強盗の罪でそれぞれ別に起訴された被上告人が先行した強盗事件の裁判で有罪となったことから、のちの殺人事件の事実審理では自らを擁護するための証言をしないことを選択し、有罪となり死刑判決を受けたところ、18年間拘禁され、処刑を翌月に控えた時期に、強盗事件での被上告人の無実を明らかにすることができる、証拠物に付着した血痕の血液型の鑑定結果が存在することが明らかとなり、殺人事件の有罪判決も破棄されたという経過の後に、被上告人が、当該証拠の非開示は Brady 判決<sup>(22)</sup> 違反であり、検察官が連邦憲法違反をしないように十分な訓練を行うことを地方検事局が怠ったからその違反が招来されたとして、合衆国法典第42編1983条に基づいて地方検事や地方検事局に対して損害賠償を求めた事案について、検察官による単発の Brady 判決違反によって検事局は1983条違反を問われなかったとした Thompson 判決<sup>(23)</sup>、児童の性的虐待について州の児童保護官らが令状も、親の同意も、緊急の状況もなしに同児童から事情聴取をし、それに基づいて児童の父親が起訴されたが無罪となったことから、児童の母親が児童を代理して合衆国法典第42編1983条に基づき当該児童保護官らを訴えたところ、連邦地裁は児童保護官らの限定的免責（qualified immunity）の主張を認めてサマリー・ジャッジメントにより原告

(21) NASA v. Nelson, 131 S. Ct. 746 (2011). アリート裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、ケネディ、ギンズバーグ、ブライヤー、ソトマイヨール各裁判官同調）のほか、スカリア裁判官の結論同意意見（トーマス裁判官同調）、トーマス裁判官の結論同意意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

(22) Brady v. Maryland, 373 U.S. 83 (1963).

(23) Connick v. Thompson, 131 S. Ct. 1350 (2011). トーマス裁判官執筆の法廷意見（ロバーツ長官、スカリア、ケネディ、アリート各裁判官同調）のほか、スカリア裁判官の同意意見（アリート裁判官同調）、ギンズバーグ裁判官の反対意見（ブライヤー、ソトマイヨール、ケーガン各裁判官同調）がある。

の訴えを棄却したのに対し、第9巡回区連邦控訴裁が、児童を事情聴取のために抑留した児童保護官らの行為は連邦憲法違反であるとしつつ、限定的免責を認めて連邦地裁の判断を是認したという事案について、限定的免責を理由に勝訴した公務員の求めに応じて連邦最高裁が下級裁判所の憲法判断を見直すことは一般的に可能であるとしたうえで、本件が争訟性を喪失している (moot) として、第9巡回区連邦控訴裁の判決を破棄し、差し戻した Greene 判決<sup>(24)</sup>、自分の夫との関係によって友人女性が妊娠したことを知った上告人が苛性物質をその友人女性の手に触れるものに付着させてその女性に怪我をさせたとして、化学兵器禁止条約の履行のための国内法の一環として設けられた合衆国法典第18編229条の規定等の違反で起訴されたところ、229条の規定は州に留保された権限を侵害するものであると主張し、上告人が当該主張をする主張の利益 (standing) を有しているか否かが争点となった事案について、上告人が主張の利益を有していることを認めた Bond 判決<sup>(25)</sup>、前開延期の連邦最高裁は、モンタナ州法上の性犯罪者登録を継続すべき被上告人の義務の有無は被上告人の性犯罪者登録および通知法 (Sex Offender Registration and Notification Act) に基づく登録義務の有効性にかかっているかという争点をモンタナ州最高裁に付託する旨決定したが<sup>(26)</sup>、モンタナ州最高裁が両者の義務の条件関係を否定したことから、本件は争訟性を喪失しているとして第9巡回区連邦控訴裁の判決を破棄し、控訴を棄却すべきとの指示を付して差し戻した Juvenile Male 判決<sup>(27)</sup>、殺人で死刑判決を受けた上告人が領事関係に関するウィーン条

(24) Camreta v. Greene, 131 S. Ct. 2020 (2011). ケーガン裁判官執筆の法廷意見 (ロバーツ長官, スカリア, ギンズバーグ, アリート各裁判官同調) のほか、ソトマイヨール裁判官の結論同意意見 (ブライヤー裁判官同調), ケネディ裁判官の反対意見 (トーマス裁判官同調) がある。

(25) Bond v. United States, 131 S. Ct. 2355 (2011). 法廷意見はケネディ裁判官が執筆 (全裁判官一致)。ギンズバーグ裁判官の同意意見 (ブライヤー裁判官同調) がある。

(26) United States v. Juvenile Male, 130 S. Ct. 2518 (2010) (*per curiam*) [紹介, 田中利彦ほか「アメリカ合衆国最高裁判所2009年10月開廷期刑事関係判例概観 (下)」比較法学45巻2号264-265頁〔田中〕(2011年)].

(27) United States v. Juvenile Male, 131 S. Ct. 2860 (2011) (*per curiam*). ギンズバーグ, ブライヤー, ソトマイヨール各裁判官の差し戻しに際しての第9巡回区連邦控訴裁への指示に関する意見がある。ケーガン裁判官は本判決に関与していない。

約違反を理由に死刑の執行停止を求め、連邦政府も同条約履行のための国内法が制定されることが見込まれる2012年1月までの執行停止が相当としたのに対し、Medellin 判決<sup>(28)</sup>に依拠してこれを斥けた Leal Garcia 判決<sup>(29)</sup>がある。

(田中利彦)

---

(28) Medellin v. Geren, 128 S. Ct. 2207 (2008) (*per curiam*) [田中ほか・前掲注(6) 175頁 [小川佳樹]].

(29) Leal Garcia v. Texas, 131 S. Ct. 2866 (2011) (*per curiam*). プライヤー裁判官の反対意見 (ギンズバーグ, ソトマイヨール, ケーガン各裁判官同調) がある。